



熊本県公報

第 1 2 6 8 2 号

平成 29 年 12 月 15 日(金)

(毎週 火・金発行)

目 次

告 示

- 保安林の指定に関する予定…………… (森林保全課) 1
- 保安林の指定に関する予定…………… (〃) 2
- 保安林の指定に関する予定…………… (〃) 2
- 保安林の指定に関する予定…………… (〃) 2
- 保安林の指定に関する予定…………… (〃) 3
- 保安林の指定に関する予定…………… (〃) 3
- 不動産特定共同事業者名簿等閲覧規程の一部を改正する規程…………… (建築課) 3
- 保安林の指定…………… (森林保全課) 3
- 保安林の指定…………… (〃) 4
- 保安林の指定…………… (〃) 4
- 物品売払代金の収納の事務委託…………… (森林整備課) 4
- 道路の区域変更…………… (道路保全課) 5
- 道路の供用開始…………… (〃) 5
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づ
く事業者の指定の廃止…………… (障がい者支援課) 5

公 告

- 大規模小売店舗立地法に基づく新設届出について…………… (商工振興金融課) 5
- 都市計画法による開発行為に関する工事の完了…………… (建築課) 6
- 都市計画法による開発行為に関する工事の完了…………… (〃) 6
- 平成 3 0 年度熊本県工事入札参加者資格審査申請…………… (監理課) 7
- 土地改良区役員の退任及び就任…………… (農村計画課) 9
- 都市計画法による開発行為に関する工事の完了…………… (建築課) 9
- 都市計画法による開発行為に関する工事の完了…………… (〃) 9

登 載 依 頼

- 平成 2 9 年度第 1 回熊本県福祉サービス第三者評価推進委員会の開催
…………… (福祉サービス第三者評価推進委員会) 10
- 平成 2 9 年度第 1 回宇城地域保健医療推進協議会の開催… (宇城地域保健医療推進協議会) 10
- 平成 2 9 年度第 1 回八代地域保健医療推進協議会の開催… (八代地域保健医療推進協議会) 10

告 示

熊本県告示第 1 0 7 6 号

次の森林を保安林予定森林にするので、森林法（昭和 2 6 年法律第 2 4 9 号）第 3 0 条の 2 の規定により告示する。

平成 2 9 年 1 2 月 1 5 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県天草郡苓北町年柄字下唐津丸 5 3 3 番 1、5 3 4 番 1、5 8 9 番 1
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字下唐津丸 5 3 3 番 1・5 8 9 番 1（以上 2 筆について次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県天草広域本部並びに苓北町役場に備え置いて縦覧に供する。）

熊本県告示第1077号

次の森林を保安林予定森林にするので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2の規定により告示する。

平成29年12月15日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県天草市本町本字小井手7334番1、7334番2、7335番1、7336番、7374番2
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字小井手7334番1・7334番2・7335番1・7336番（以上4筆について次の図に示す部分に限る。）
イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県天草広域本部並びに天草市役所に備え置いて縦覧に供する。）

熊本県告示第1078号

次の森林を保安林予定森林にするので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2の規定により告示する。

平成29年12月15日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県天草市楠浦町字井手山5964番4、5964番7から5964番9まで
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字井手山5964番8・5964番9（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県天草広域本部並びに天草市役所に備え置いて縦覧に供する。）

熊本県告示第1079号

次の森林を保安林予定森林にするので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2の規定により告示する。

平成29年12月15日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県天草郡苓北町都呂々字唐干田1989番2、2018番1、2018番3、字下鳴谷郷2626番
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字唐干田1989番2・2018番1・2018番3・字下鳴谷郷2626番（以上4筆について次の図に示す部分に限る。）
イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県天草広域本部並びに苓北町役場に備え置いて縦覧に供する。）

熊本県告示第1080号

次の森林を保安林予定森林にするので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2の規定により告示する。

平成29年12月15日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県天草市志柿町字大松道4374番1、4374番2、4434番1、4434番2
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字大松道4374番1・4374番2・4434番1・4434番2（以上4筆について次の図に示す部分に限る。）
イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県天草広域本部並びに天草市役所に備え置いて縦覧に供する。）

熊本県告示第1081号

次の森林を保安林予定森林にするので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2の規定により告示する。

平成29年12月15日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県天草市本渡町本渡字桶ノ場2676番1、字下晴気2680番1、2680番3
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字桶ノ場2676番1・字下晴気2680番1・2680番3（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）
イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県天草広域本部並びに天草市役所に備え置いて縦覧に供する。）

熊本県告示第1082号

不動産特定共同事業者名簿等閲覧規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成29年12月15日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 不動産特定共同事業者名簿等閲覧規程の一部を改正する規程
不動産特定共同事業者名簿等閲覧規程（平成8年熊本県告示第241号）の一部を次のように改正する。
- 第1条中「第15条第3項」を「第19条第3項及び第69条第4項」に改め、「第13条」の次に「及び第49条」を加える。
 - 第3条中「不動産特定共同事業者（不動産特定共同事業法第3条の許可を受けた者をいう。）」の次に「又は小規模不動産特定共同事業者（同法第41条の登録を受けた者をいう。）」を加え、「土木部建築課」を「土木部建築住宅局建築課」に改める。
 - 第4条第1項第1号中「土木部建築課」を「土木部建築住宅局建築課」に改める。
- 附 則
この規程は、告示の日から施行する。

熊本県告示第1083号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成29年12月15日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 保安林の所在場所 熊本県天草市亀場町食場字下友尻 9 9 6 番、字中八畝田山 9 9 9 番
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
- ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字下友尻 9 9 6 番・字中八畝田山 9 9 9 番（以上 2 筆について次の図に示す部分に限る。）
- イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県天草広域本部並びに天草市役所に備え置いて縦覧に供する。）

熊本県告示第 1 0 8 4 号

森林法（昭和 2 6 年法律第 2 4 9 号）第 2 5 条の 2 第 1 項の規定により、次のように保安林の指定をする。
平成 2 9 年 1 2 月 1 5 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 保安林の所在場所 熊本県天草市栖本町馬場字家下ノ尾 2 6 2 6 番 2、2 6 2 7 番
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
- ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字家下ノ尾 2 6 2 6 番 2・2 6 2 7 番（以上 2 筆について次の図に示す部分に限る。）
- イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県天草広域本部並びに天草市役所に備え置いて縦覧に供する。）

熊本県告示第 1 0 8 5 号

森林法（昭和 2 6 年法律第 2 4 9 号）第 2 5 条の 2 第 1 項の規定により、次のように保安林の指定をする。
平成 2 9 年 1 2 月 1 5 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 保安林の所在場所 熊本県天草市楠浦町字轟河内 5 9 8 3 番 5
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
- ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字轟河内 5 9 8 3 番 5（次の図に示す部分に限る。）
- イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県天草広域本部並びに天草市役所に備え置いて縦覧に供する。）

熊本県告示第 1 0 8 6 号

地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 5 8 条第 1 項の規定により次のとおり物品売払代金の収納の事務を委託したので、同条第 2 項の規定により告示する。
平成 2 9 年 1 2 月 1 5 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 委託の内容
平成 2 9 年度県有林素材生産事業第 3 号業務委託による素材売払代金の収納の事務

- 2 委託の相手方
熊本市東区下南部二丁目 1 番 5 5 号 熊本県森林組合連合会
- 3 委託する期間
契約締結の日から平成 3 0 年 3 月 1 9 日まで

熊本県告示第 1 0 8 7 号

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 8 条第 1 項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成 2 9 年 1 2 月 1 5 日から 6 0 日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成 2 9 年 1 2 月 1 5 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般県道	稲生野甲佐線	上益城郡甲佐町上早川字長田 4 6 7 3 番 3 地先から 同所 4 6 7 3 番 3 地先まで	前	7.2 ～ 12.3	13.6	災害復旧
			後	7.9 ～ 16.1		

2 区域を変更する期日 平成 2 9 年 1 2 月 1 5 日

熊本県告示第 1 0 8 8 号

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 8 条第 2 項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成 2 9 年 1 2 月 1 5 日から 6 0 日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成 2 9 年 1 2 月 1 5 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考
一般県道	阿蘇一の宮線	阿蘇市一の宮町宮地 4 0 2 1 番地先から 同所 4 0 1 1 番 1 地先まで	118.0	防交安 (交通安全)

2 供用を開始する期日 平成 2 9 年 1 2 月 2 2 日

熊本県告示第 1 0 8 9 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 1 7 年法律第 1 2 3 号）第 4 6 条第 2 項の規定による指定障害福祉サービス事業の廃止の届出があったので、同法第 5 1 条の規定により公示する。

平成 2 9 年 1 2 月 1 5 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	サービスの種類	廃止年月日
水俣市社会福祉協議会指定居宅介護事業所 水俣市牧ノ内 3 番 1 号	社会福祉法人 水俣市社会福祉協議会 水俣市牧ノ内 3 番 1 号 会長 宮本 勝彬	同行援護	平成 2 9 年 9 月 3 0 日

公 告

熊本県公告第 7 3 2 号

大規模小売店舗立地法（平成 1 2 年法律第 9 1 号）第 5 条第 1 項の規定による届出があったので、同条第 3 項の規定により、次のとおりその概要を公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

平成29年12月15日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
(仮称)ドン・キホーテ八代店
八代市本野町字中正坊2049番 外

- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び代表者の氏名並びに住所

名称及び代表者の氏名	住 所
株式会社ハイブリッジ企画 代表取締役 高橋 繁實	八代市坂本町坂本4228番地17

- 3 大規模小売店舗において、小売業を行う者の名称及び代表者の氏名並びに住所

名称及び代表者の氏名	住 所
株式会社ドン・キホーテ 代表取締役 大原 孝治	東京都目黒区青葉台二丁目19番10号

- 4 大規模小売店舗の新設をする日

平成30年7月28日

- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

2,906平方メートル

- 6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

- (1) 駐車場の位置及び収容台数

建物東側 30台

建物2階部 40台

建物3階部 44台

合計 114台

- (2) 駐輪場の位置及び収容台数

建物敷地東側 36台

- (3) 荷さばき施設の位置及び面積

建物南西側 80平方メートル

- (4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

建物内南西側 27立方メートル

- 7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

- (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

24時間営業

- (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

24時間

- (3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

2箇所 建物敷地東側

- (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

24時間

- 8 届出年月日

平成29年11月27日

- 9 届出の縦覧場所及び縦覧期間

熊本県商工観光労働部商工労働局商工振興金融課及び熊本県県南広域本部八代地域振興局総務部振興課

平成29年12月15日から平成30年4月15日まで

熊本県公告第733号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。

平成29年12月15日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積

合志市豊岡字大摩原2000番74

6,011.31平方メートル

- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）

菊池郡大津町大字陣内1356番地

インペリアル合同会社

熊本県公告第734号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。

平成29年12月15日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積

合志市豊岡字須屋久保1900番97及び同1900番3

- 475.17 平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
山鹿市鍋田178番地1
株式会社エスケーパーホーム

熊本県公告第735号

平成30年度において熊本県が発注する建設工事に係る一般競争入札又は指名競争入札（以下「競争入札」という。）に参加しようとする熊本県内に主たる営業所を有する建設業者の競争入札への参加に必要な資格（以下「入札参加者資格」という。）の審査申請の方法等について、次のとおり公告する。

平成29年12月15日

熊本県知事 蒲島郁夫

第1 平成30年度熊本県工事入札参加者資格審査申請について

1 申請の対象者

- 平成30年度において熊本県が発注する建設工事に係る競争入札に参加しようとする建設業者で、熊本県内に主たる営業所を有し、次のいずれかに該当する者
- (1) 平成28年度中に平成29・30年度熊本県工事入札参加者資格審査申請書資格（建設工事）を提出し、平成29年度及び平成30年度に有効な入札参加者資格の認定を受けている者（以下「有資格者」という。）以外の者であること。
- (2) 有資格者のうち、当該資格を有する業種以外について競争入札に参加しようとする者であること。

2 申請の受付

- (1) 申請の方法
申請は、持参によるものとし、郵送及び電送による申請は認めない。
- (2) 受付期間
平成30年1月22日（月）から平成30年1月25日（木）まで
- (3) 受付時間
午前9時から午前11時30分まで及び午後1時から午後4時まで
- (4) 受付場所
熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
熊本県庁行政棟本館地下1階 監理課入札室

3 提出書類及び提出部数

- (1) 平成30年度熊本県工事入札参加者資格審査申請書（建設工事） 2部
- (2) 個人住民税特別徴収実施確認・開始誓約書 2部
- (3) 平成29年度の経営事項審査において、雇用保険、健康保険及び厚生年金保険のいずれかの加入状況が「無」であった者で、平成29年12月31日までに当該保険に加入した場合は、次に掲げる書類を提出 1部
ア 経営事項審査添付書類「使用人一覧（技術関係使用人、技術職員名簿に記載できない使用人）」（平成29年9月30日現在の職員について、加入状況を確認するため、基準日以降に職員の変更があった場合は、使用人一覧を朱書き訂正のうえ提出。）
イ 雇用保険に関する労働保険概算・確定保険申告書及び領収書又は完納証明書（基準決算の前期から審査基準日までのもの。ただし、審査基準日時点で加入していない場合は、加入月から平成29年12月31日までに支払期限が到達している領収書又は完納証明書）
ウ 社会保険の標準報酬決定通知書（直近のもの）及び領収書又は完納証明書（審査基準日を含む月の保険料を納付したことを証するもの。ただし、審査基準日時点で加入していない場合は、加入月から平成29年12月31日までに支払期限が到達している領収書又は完納証明書）

第2 平成30年度熊本県工事入札参加者資格審査格付に係る技術事項等評価項目申請について

1 申請の対象者

- 第1の3に掲げる「平成30年度熊本県工事入札参加者資格審査申請書（建設工事）」を提出し、土木一式工事、建築一式工事、電気工事、管工事又はほ装工事のいずれかを希望した建設業者のうち、次のいずれかに該当する者
- (1) 平成28年1月から平成29年12月までの間に、熊本県が発注した工事について、契約後VE提案が採択された実績のある者
- (2) 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）に基づく法定雇用率が適用される者で平成29年6月1日現在において法定雇用率を達成している者又は法定雇用率が適用されない者で障がい者を1人以上雇用している者
- (3) 学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する学校又は専修学校を平成26年度、平成27年度又は平成28年度に卒業した者を採用し、かつ、これらの者について、6か月を超える常勤雇用の実績がある者
- (4) 平成29年9月30日現在において、育児休業制度及び介護休業制度の両制度をいずれも就業規則等で定めている者
- (5) 平成28年1月から平成28年12月までの間及び平成29年1月から平成29年12月までの間のいずれの期間にもボランティア活動の実績がある者、平成

- 29 年 1 2 月 3 1 日現在で常勤の従業員若しくは役員が県内の消防団に入団している者又は平成 29 年 1 2 月 3 1 日現在で保護観察者の協力雇用主の登録を行っている者
- (6) 平成 29 年 9 月 30 日現在において、エコアクション 21 の認証を取得している者
- (7) 平成 28 年 1 月から平成 29 年 1 2 月までの間に建設業以外の分野（以下「新分野」という。）に進出し、500 万円以上の支出を行った者又は新分野の事業を営む新会社の設立に伴い 500 万円以上の支出を行った者
- (8) 平成 29 年 9 月 30 日現在において、熊本県又は熊本県内市町村と防災協定を締結している者
- (9) 平成 24 年 10 月から平成 29 年 9 月までの間に従業員若しくは役員に継続学習制度（CPD(S)）の単位を取得させた実績のある者
- (10) 平成 25 年 1 月から平成 29 年 1 2 月までの間に、特許権の設定登録又は N E T I S（新技術情報提供システム）への登録又は熊本県土木部「新技術・新工法活用システム」への登録が行われた実績のある者
- (11) 平成 28 年 1 月から平成 29 年 1 2 月までの間に、大臣又は知事から表彰を受けた実績のある者
- (12) 平成 29 年 9 月 30 日現在において、舗装用機械を保有し施工体制を整えている者
- (13) 平成 29 年 9 月 30 日現在において、常勤性のある舗装施工管理技術者を雇用している者
- (14) 平成 15 年 4 月 1 日から平成 29 年 1 2 月 3 1 日までの間に完成した工事（公共工事に限る。）において、高度な技術等を要する土木一式工事の施工実績のある者
- (15) 平成 24 年 10 月 1 日から平成 26 年 9 月 30 日までの間に満 35 歳未満の者を採用し、平成 29 年 9 月 30 日現在で 3 年以上継続雇用している者
- (16) 平成 25 年 1 月から平成 29 年 1 2 月までの間に従業員若しくは役員に暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）に基づく不当要求防止責任者講習を受講させた実績のある者
- (17) 熊本県地球温暖化の防止に関する条例（平成 22 年熊本県条例第 16 号）に基づく事業活動温暖化対策計画書又はエコ通勤配慮計画書（平成 29 年度以降有効なものに限る。）を任意で提出している者
- (18) 熊本市の政令指定都市移行に伴い、県から熊本市に移譲された国道・県道に係る工事及び水前寺江津湖公園に係る工事（土木一式工事及び舗装工事にあつては平成 25 年 1 月 1 日から平成 29 年 1 2 月 3 1 日まで、電気工事、管工事、建築一式工事にあつては平成 24 年 4 月 1 日から平成 29 年 1 2 月 3 1 日までの間に竣工検査が行われたものに限る。）の成績評点がある者

2 申請の受付

- (1) 申請の方法
申請は、持参によるものとし、郵送及び電送による申請は認めない。
- (2) 受付期間
平成 30 年 1 月 22 日（月）から平成 30 年 1 月 25 日（木）まで
- (3) 受付時間
午前 9 時から午前 11 時 30 分まで及び午後 1 時から午後 4 時まで
- (4) 受付場所提出先
熊本市中央区水前寺六丁目 18 番 1 号
熊本県庁行政棟本館地下 1 階 監理課入札室

3 提出書類及び提出部数

- (1) 平成 30 年度熊本県工事入札参加者資格審査格付に係る技術事項等評価項目申請書 2 部
- (2) 知事が別に定める添付書類 1 部

第 3 資格審査及び結果通知

- 1 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 及び熊本県工事入札参加者資格審査格付要綱（平成 15 年熊本県告示第 221 号）に基づき、入札参加者資格の有無及び格付について審査を行う。
- 2 第 1 の 3 及び第 2 の 3 に掲げる書類に不足のある者並びに経営事項審査における総合評定の請求を行っていない業種及び直近の経営規模等評価結果通知書兼総合評定値通知書において「完成工事高」に実績がない業種については、申請を受け付けない。
- 3 経営事項審査において、雇用保険、健康保険又は厚生年金保険のいずれかの加入状況が「無」となっている者の申請は受け付けない。ただし、経営事項審査時に雇用保険、健康保険又は厚生年金保険のいずれかの加入状況が「無」であった者で、平成 29 年 1 2 月 31 日までに当該保険に加入し、かつ、当該保険料の未納がない者又は適用除外となつた者は、この限りではない。
- 4 国税及び県税に未納税額がある者の申請は受け付けない。
- 5 審査の結果は平成 30 年 3 月末までに文書にて通知する予定である。

第 4 入札参加者資格の有効期間

今回の申請に係る入札参加者資格の有効期間は、平成 30 年 4 月 1 日から次期の資格認定日の前日までとする。

第 5 問合せ先
 熊本県土木部監理課建設業班 県内指名願・格付担当
 熊本市中央区水前寺六丁目 1 8 番 1 号
 電話 0 9 6 - 3 3 3 - 2 4 8 5

熊本県公告第 7 3 6 号

合志市に事務所を置く合志土地改良区の役員が次のとおり退任及び就任した旨の届出があったので、土地改良法（昭和 2 4 年法律第 1 9 5 号）第 1 8 条第 1 7 項の規定により公告する。

平成 2 9 年 1 2 月 1 5 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

役職名	氏 名	住 所
退任		
理事	緒田 義房	合志市福原 7 4 5 番地 1
理事	米岡 昭臣	合志市福原 2 3 7 7 番地
理事	野田 勝久	合志市竹迫 1 6 4 7 番地
理事	平川 幸二	合志市竹迫 1 8 8 番地
理事	中嶋 鐵夫	合志市幾久富 9 1 4 番地
理事	作野 泰博	合志市幾久富 1 2 6 2 番地
理事	大久保 俊和	合志市豊岡 2 0 5 番地
理事	五嶋 輝行	合志市豊岡 2 4 0 0 番地 5 4
理事	木村 浩一郎	合志市上庄 1 1 1 番地
理事	上野 裕房	合志市上庄 1 9 6 6 番地
理事	橋爪 博久	合志市栄 9 1 番地
理事	有内 眞也	合志市栄 3 2 2 7 番地
監事	西田 壽美雄	合志市上庄 2 1 2 9 番地 5
監事	後藤 房義	合志市豊岡 3 0 番地
監事	齋藤 重勝	合志市竹迫 8 5 番地
就任		
理事	緒田 義房	合志市福原 7 4 5 番地 1
理事	渡邊 哲也	合志市福原 2 2 4 6 番地
理事	松田 典房	合志市竹迫 1 9 2 4 番地 1
理事	野田 勝久	合志市竹迫 1 6 4 7 番地
理事	渡邊 弘道	合志市幾久富 1 1 3 2 番地
理事	松岡 正義	合志市幾久富 1 3 9 5 番地
理事	大久保 義寛	合志市豊岡 4 3 6 番地
理事	狩野 義雄	合志市豊岡 4 5 9 番地
理事	改喜 末敏	合志市上庄 9 7 番地
理事	中村 寿和	合志市上庄 1 3 9 3 番地
理事	村上 光徳	合志市栄 1 2 8 7 番地
理事	田代 幸一	合志市栄 3 1 8 9 番地 1
監事	橋爪 博久	合志市栄 9 1 番地
監事	中嶋 義弘	合志市幾久富 9 6 4 番地
監事	加藤 清人	合志市福原 2 2 3 3 番地

熊本県公告第 7 3 7 号

都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 2 9 条第 1 項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第 3 6 条第 3 項の規定により次のとおり公告する。

平成 2 9 年 1 2 月 1 5 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
 合志市野々島字東原 4 4 0 9 番 1
 3, 0 1 2. 4 7 平方メートル
- 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
 熊本市北区高平二丁目 1 4 番 5 3 号
 株式会社川崎ハウジング九州

熊本県公告第 7 3 8 号

都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 2 9 条第 1 項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第 3 6 条第 3 項の規定により次のとおり公告する。

平成 2 9 年 1 2 月 1 5 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
菊池郡菊陽町武蔵ヶ丘北二丁目 4 1 1 0 番及び里道の一部
1, 7 8 5. 8 7 平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
熊本市中央区九品寺二丁目 6 番 5 7 号
株式会社コスギ不動産

登載依頼**熊本県福祉サービス第三者評価推進委員会公告第 1 号**

平成 29 年度第 1 回熊本県福祉サービス第三者評価推進委員会を次のとおり開催します。
なお、当該会議の傍聴手続きは、次のとおりです。
平成 29 年 12 月 15 日

熊本県福祉サービス第三者評価推進委員会事務局
(熊本県健康福祉部長寿社会局社会福祉課長)

- 1 開催日時
平成 29 年 12 月 22 日（金）
午後 2 時から（2 時間程度）
- 2 開催場所
熊本県熊本市中央区水前寺六丁目 1 8 番 1 号
熊本県庁行政棟新館 3 階 聴聞室
- 3 議題
(1) 委員長の選任について
(2) 第三者評価機関の認証について
- 4 報告
(1) 評価調査者養成研修修了試験の判定結果について
(2) その他
- 5 傍聴者の定員
10 人
- 6 傍聴手続き
(1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻の 5 分前までに、当該会議の会場において、受付の上、事務局の指示に従い、会議の会場に入ることができます。
(2) 傍聴の手続きは、先着順で行い、定員になり次第終了します。
- 7 問い合わせ先
熊本県熊本市中央区水前寺六丁目 1 8 番 1 号
熊本県福祉サービス第三者評価推進委員会事務局
(熊本県健康福祉部長寿社会局社会福祉課指導監査班)
(電話 0 9 6 - 3 3 3 - 2 1 9 6)

宇城地域保健医療推進協議会公告第 1 号

平成 29 年度第 1 回宇城地域保健医療推進協議会を次のとおり開催する。
なお、当該会議の傍聴手続きは、次のとおりとする。
平成 29 年 12 月 15 日

宇城地域保健医療推進協議会長

- 1 開催日時
平成 29 年 12 月 22 日（金） 午後 2 時から午後 4 時まで
- 2 開催場所
熊本県宇城総合庁舎 3 階 大会議室（宇城市松橋町久具 4 0 0 - 1）
- 3 議題
第 7 次宇城地域保健医療計画の策定について
- 4 傍聴者の定員
10 人
- 5 傍聴手続
(1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当会議の会場において受付の上、事務局の指示に従い、会議の会場に入ることができる。
(2) 傍聴の手続は、先着順で行い、定員になり次第終了する。
- 6 問合せ先
宇城市松橋町久具 4 0 0 - 1
宇城地域保健医療推進協議会事務局（熊本県宇城保健所総務福祉課内）
(電話 0 9 6 4 - 3 2 - 0 5 1 7)

八代地域保健医療推進協議会公告第 1 号

平成 29 年度第 1 回八代地域保健医療推進協議会を次のとおり開催する。

なお、当該会議の傍聴手続は、次のとおりとする。

平成 2 9 年 1 2 月 1 5 日

八代地域保健医療推進協議会長

- 1 開催日時
平成 2 9 年 1 2 月 2 2 日（金）午後 3 時から午後 4 時 3 0 分まで
- 2 開催場所
熊本県八代総合庁舎 5 階 大会議室（八代市西片町 1 6 6 0 番地）
- 3 議題
（1）第 7 次八代地域保健医療計画の作成について
（2）その他
- 4 傍聴者の定員
1 0 人
- 5 傍聴手続
（1）傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当会議の会場において受付の上、事務局の指示に従い、会場に入ることができる。
（2）傍聴手続は、先着順に行い、定員になり次第終了する。
- 6 問合せ先
熊本県八代市西片町 1 6 6 0 番地
八代地域保健医療推進協議会事務局（熊本県八代保健所総務企画課内）
（電話 0 9 6 5 - 3 3 - 3 1 9 7）